

第4章 策定済み計画の概要

1 第3期介護保険事業計画

(1) 概要

第3期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき策定した計画であり、次の事項を定めたものです。

- ①市民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護*、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- ②各年度における地域支援事業*に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ④指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- ⑤その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

以上の事項の検討にあたっては、厚生労働大臣が定めた「基本指針」に即し、第5期計画の最終年度（平成26年度）を目標とする長期的視点に立ったサービス基盤の整備、予防を重視したサービス体系の構築など、介護保険制度の改正内容を踏まえました。

(2) 策定年度及び計画期間

- 策定年度：平成 17 年度
- 計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度

(3) 基本的理念

- ①要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防の推進を図る
- ②住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう、包括的・継続的ケアマネジメント*を確立する
- ③地域支援事業を実施し、地域で安心して暮らすことができるようにする体制を整備する
- ④要介護状態になってもその人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする高齢者の尊厳を支えるケアを確立する

(4) 施策内容

- ①介護給付等対象サービスの整備
 - 新たなサービス体系*
 - 利用対象者の推計
 - 居宅サービス・介護予防サービス*
 - 施設サービス
 - その他サービス
 - 日常生活圏域の設定
 - 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス
 - サービス利用量・保険給付費の見込
- ②地域支援事業の整備
 - 域支援事業の取組み
 - 地域支援事業費の見込
 - 一般施策との連携
 - 地域包括支援センター*の設置
- ③介護保険の給付費と関連する方策
 - 介護保険の給付費など
 - 独自サービスに関する方策
 - 保険料の改定について—8 段階の導入—
- ④計画の推進
 - 計画の進行管理（点検・評価）
 - 安定した制度運営とするために
 - サービスの円滑な提供を図るために
 - 地域ケア体制を進めていくために

2 障害者計画

(1) 概要

障害者計画は、障害者基本法第9条第3項に基づき策定した計画であり、本市における障害者の状況などを踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画として策定したものです。

(2) 策定年度及び計画期間

○策定年度：平成18年度

○計画期間：平成19年度～平成21年度

(3) 目標

すべての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり

(4) 施策展開

① 安心して暮らせるまちづくり

― 自立支援～病院・施設から地域移行への仕組みづくり ―

障害者が病院や施設から移行し、また住みなれた地域社会で、自立し安心して暮らしていくために、ホームヘルプや保健・医療サービス、相談・情報提供などの日常生活に必要なサービスを提供する。また、障害者とその家族に対してライフステージ*に即した相談支援体制などや、障害の早期発見・早期療育体制の整備を図るとともに、あわせて、グループホームや障害者用住宅など地域で暮らす障害者の生活の場並びに福祉施設などのさまざまな活動の場の整備を進める。

② ともに学び、働き、社会参加するために

― 教育・労働・社会活動への参加を支援する環境づくり ―

障害がある人もない人も市民のひとりとして共に学び、働き、社会参加していくために、生涯学習、スポーツ、文化などのさまざまな分野の社会活動と学習環境の整備を推進し、あわせて、就労に関する相談機能を強化し就労支援の拡充を図るとともに、福祉のまちづくりの推進や移動手段の整備、安全対策の推進など、障害者の社会参加を推進するための条件整備に努める。

③ ともに支えあうために

― 障害理解に向けた意識のバリアフリー化と基盤づくり ―

障害のある人もない人も共に支えあう地域社会を築いていくために、保健、医療、福祉の担い手の育成、確保を図り、障害当事者同士や地域との交流を促進するとともに、地域福祉推進の基盤づくりを進める。また、だれもがボランティア活動に参加しやすいように活動のメニューを整備するなど、福祉コミュニティの創造に努める。更に、すべての障害者が、差別や偏見を持たれることがないように、障害理解に向けた取組みを進める。

3 障害福祉計画（第1期）

(1) 概要

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づき策定した計画であり、次の事項を定めたものです。

- ①各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み
- ②指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

以上の事項の検討に際し、厚生労働大臣が定めた「基本指針」とともに障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方を踏まえ、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行など」について、平成23年度を目標年度とする数値目標を設定しました。また、平成20年度までを第1期とし、各年度の必要量を掲げました。

(2) 策定年度及び計画期間

- 策定年度：平成18年度
- 計画期間：平成18年度～平成20年度

(3) 基本的理念

- ①障害者などの自立と社会参加の促進を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。
- ②障害福祉サービスの実施主体として、必要な障害福祉サービスや相談支援などの計画的な提供に努めます。
- ③地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者などの生活を地域全体で支えるシステムを実現します。

(4) 計画の内容

- ①各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - 訪問系サービス
 - 日中活動系サービス
 - 居住系サービス
 - サービス利用計画作成（指定相談支援事業）
- ②地域生活支援事業の実施に関する事項
 - 相談支援事業
 - コミュニケーション支援事業
 - 日常生活用具給付事業
 - 移動支援事業
 - 地域活動支援センター事業
 - 訪問入浴サービス事業
 - 更生訓練費給付事業
 - 自動車運転教習費・自動車改造費助成事業
 - 点字・声の広報発行事業
 - 障害者日中一時支援事業
- ③計画の期間及び見直しの時期
- ④計画の達成状況の点検及び評価

4 こども育成計画

(1) 概要

こども育成計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定した計画であり、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関して、次の事項を定めたものです。

- ①次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- ②実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期など

(2) 策定年度及び計画期間

○策定年度：平成16年度

○計画期間：平成17年度～平成26年度

※ただし、後期計画（平成22年度～平成26年度）は平成21年度までに前期計画の進捗状況や実績を踏まえ、見直しを行い策定します。

(3) 基本的「視点」

この計画では、従来の「保育中心の子育て支援策（仕事と子育ての両立）」にとどまらない、「地域における子育て支援」や「子どもの社会性の向上や自立の促進」のための取組みが重要と考えました。

とりわけ、子育てや子育ての場は身近な地域であることから、地域の環境整備に着目し、「子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備」という視点を持ち、「家庭・学校・地域・企業がそれぞれ責任を持ち、市とともに子育て・子育てを支援していく体制」をつくることが基本的な考えです。

そしてこの計画は、市民のみなさんも積極的に関わって実施していくことをめざします。

本計画の基本的「視点」は、「一人ひとりの子どもの主体性と人権を大切にし、子どもの最善の利益を尊重し、また、地域ぐるみで子どもとその親が“育っていく”ことを見守り支えていくこと」です。

(4) 目標（キャッチフレーズ）

「子どもたちの 夢を織りなす はちおうじ 子育て・子育て まちぐるみ」

一人ひとりの子どもが、夢を持って幸せに暮らしていけるようにとこころから願い、「子どもにたくさんの愛をそそぎ、子どもの夢の実現をすべての世代が知恵を織りなしながら応援しよう。そして、子どもも親もまちもいきいきと輝いて、無限に成長していく八王子であってほしい」という思いを込め、上記目標像を設定しました。

(5) 5つの基本目標

支援の対象が子どもを中心に、子ども、親という「個」、「家庭」、「学校」、「地域」と、だんだんと広がっていくイメージで組み立てています。5つ目の「しごと」はすべてに関わるということで、別立てにしています。

また、「この基本目標を子どもにも理解してほしい」、「市は子どものためにこんなことに取り組んでいる、ということをお伝えしたい」という思いから、基本目標は「子ども主体で子ども自身が知っているような言葉」を使った表現にしています。

- ① わたしがおおきくなると お父さん・お母さんもおおきくなる
～ 子どもの、親の、それぞれの成長をめざして
- ② 家族みんなの笑顔がすきだから
～ 子育てを楽しめる家庭づくり
- ③ 学校は わたしのまちの“みんなの広場”
～ 学校を中心とした地域連携の充実
- ④ 元気なまちは わたしたちから！
～ 特色ある子育て・子育て支援を推進する地域活動の充実
- ⑤ わたしも おしごとも どちらも大切にしてほしいから
～ 子育てに配慮した「はたらく」環境の整備

(6) 施策目標

- ① わたしがおおきくなると お父さん・お母さんもおおきくなる
 - 施策目標 1 子どもの自立支援
 - 施策目標 2 子どもの社会性の向上
 - 施策目標 3 親の自立支援
 - 施策目標 4 適切な支援が必要な子どもへの援助
 - 施策目標 5 子どもの権利条約の推進

② **家族みんなの笑顔がすきだから**

施策目標 1 母親、父親が楽しく子育てをするために

施策目標 2 子育て家庭への支援の充実

施策目標 3 母子保健サービスの充実

③ **学校は わたしのまちの “みんなの広場”**

施策目標 1 学校教育の向上

施策目標 2 開かれた学校づくりの推進（地域で支える学校）

施策目標 3 開かれた学校づくりの推進（学校からの発信）

④ **元気なまちは わたしたちから！**

施策目標 1 子育て支援のためのネットワークづくりと充実

施策目標 2 子どもの健全な遊び場や居場所の充実

施策目標 3 健全育成団体、地域団体や関係機関による連携と安全の確保

施策目標 4 地域保健医療の連携と健康促進

施策目標 5 家族ぐるみで出かけやすいまちづくり

⑤ **わたしもおしごともおしごとどちらも大切にしたいから**

施策目標 1 保育サービスの充実

施策目標 2 子育てに関する休暇・休業制度の推進

施策目標 3 企業の子育て支援イメージアップの推進

施策目標 4 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し